

小松島市議会情報公開条例（平成 12 年条例第 48 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、<u>市民</u>の議会情報開示請求権を定めること等により、小松島市議会（以下「市議会」という。）がその諸活動を<u>市民</u>に対し説明する責任を全うすることが重要であるとの認識に立ち、総合的な議会情報公開を積極的に進め、<u>市民</u>の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な広く開かれた市議会を実現することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、<u>市民等</u>の議会情報開示請求権を定めること等により、小松島市議会（以下「市議会」という。）がその諸活動を<u>市民等</u>に対し説明する責任を全うすることが重要であるとの認識に立ち、総合的な議会情報公開を積極的に進め、<u>市民等</u>の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な広く開かれた市議会を実現することを目的とする。</p>
<p>（市議会の責務）</p> <p>第 3 条 市議会は、この条例の解釈及び運用にあたっては、議会情報の開示を求める<u>市民</u>の権利を十分に尊重するとともに、開示しないことが正当であると認められる個人に関する情報について最大限の配慮をしなければならない。</p>	<p>（市議会の責務）</p> <p>第 3 条 市議会は、この条例の解釈及び運用にあたっては、議会情報の開示を求める<u>市民等</u>の権利を十分に尊重するとともに、開示しないことが正当であると認められる個人に関する情報について最大限の配慮をしなければならない。</p>
<p>（会議の公開）</p> <p>第 5 条 市議会は、次に掲げる会議を公開することはもとより、その他の会議についても、<u>市民</u>への積極的な公開に努めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>（会議の公開）</p> <p>第 5 条 市議会は、次に掲げる会議を公開することはもとより、その他の会議についても、<u>市民等</u>への積極的な公開に努めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>

(開示請求権)

第7条 次の各号に掲げるものは、議長に対し、議会情報の開示(第5号に掲げるものにあつては、そのものが有する利害関係に係る議会情報の開示に限る。)を請求することができる。

(1) 本市の区域内に住所を有する者

(2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 本市の区域内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市議会の事務に利害関係を有すると認められるもの

(開示請求権)

第7条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会情報の開示を請求することができる。

<p>(開示請求手続)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前条第2号から第5号までに掲げるもの</u>にあつては、</p> <p><u>それぞれ次に掲げる事項</u></p> <p>ア <u>前条第2号に掲げるもの</u> そのものが有する事務所又は事業所の名称及び所在地</p> <p>イ <u>前条第3号に掲げる者</u> その者が勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地</p> <p>ウ <u>前条第4号に掲げる者</u> その者が在学する学校の名称及び所在地</p> <p>エ <u>前条第5号に掲げるもの</u> そのものが有する利害関係の内容</p> <p>(3) <u>請求に係る議会情報を特定するために必要な事項</u></p> <p>(4) <u>前各号に掲げるもののほか、議長が定める事項</u></p>	<p>(開示請求手続)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>請求に係る議会情報を特定するために必要な事項</u></p> <p>(3) <u>その他議長の定める事項</u></p> <p>削除</p>
--	--

(議会情報の開示義務)

第9条 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 市議会及び市議会以外の市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議, 検討又は協議における情報であつて, 公にすることにより, 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ, 不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの

(6)～(8) (略)

(議会情報の開示義務)

第9条 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 市議会及び市議会以外の市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議, 検討又は協議における情報であつて, 公にすることにより, 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ, 不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの

(6)～(8) (略)